

# 第26回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2023年3月25日（土曜日）  
午後1時30分

開催  
方法

## オンライン開催のみ

本総会は場所の定めのない株主総会としてオンラインでのみ開催といたします。詳細につきましては、「バーチャル株主総会のご案内」をご確認ください。

事前  
質問

株主様から事前質問を受け付けます。詳細につきましては、2頁をご確認ください。



## 目次

■ 第26回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	15
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 剰余金処分の件	
第4号議案 グローバル持株制度の件	
■ 事業報告	23
■ 計算書類等	47
■ 監査報告書	74

サイボウズ株式会社

証券コード：4776

証券コード 4776  
2023年3月8日  
(電子提供措置の開始日 2023年3月3日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
**サイボウズ株式会社**  
代表取締役社長 西 端 慶 久  
(青 野 慶 久)

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do>



本総会は、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンライン株主総会）」の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主様は、後記「バーチャル株主総会のご案内」に従って、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年3月24日（金曜日）午後4時まで**に以下の案内に従って議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

<郵送による議決権行使の場合>

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

<インターネットによる議決権行使の場合>

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.evotetr.mufg.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、**当社ウェブサイトにて株主様から事前質問を受け付けます**。株主様から受け付けた事前質問につきましては、本総会の目的事項に関連しないものを除き、適宜取りまとめのうえ、それに対する回答を株主総会后に当社ウェブサイトにて掲載します。その他詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。**インターネットの使用に支障のある株主様におかれましては、書面による事前質問を受け付けます**。詳細につきましては、後記「バーチャル株主総会のご案内」をご確認ください。

敬 具

## 記

1. **日 時** 2023年3月25日（土曜日）午後1時30分  
ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日時に開催することができなかった場合には、本総会は2023年3月26日（日曜日）午後1時30分に延期するものとします。
2. **開催方法等** 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）  
※株主様に実際にご来場いただく会場はございません。  
ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日時に開催することができなかった場合において、前記1.「日時」記載の日時に本総会を延期したときは、本総会は下記の場所で開催いたします。  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
サイボウズ株式会社 東京オフィス内  
(受付7階、会場27階)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第26期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第26期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件  
**第2号議案** 監査役1名選任の件  
**第3号議案** 剰余金処分の件  
**第4号議案** グローバル持株制度の件

以 上

- 
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。  
<事業報告の以下の事項>  
会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項  
<連結計算書類又は計算書類の以下の事項>  
連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
- 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。詳細につきましては、後記「バーチャル株主総会のご案内」をご参照ください。

- 事前の議決権行使につきまして、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人による議決権行使は、他の議決権を有する株主様であって当日出席される方1名に委任する場合には限られます。詳細につきましては、後記「バーチャル株主総会のご案内」をご確認ください。
- 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合に備え、議長が本総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことと致します。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、前述の2023年3月26日（日曜日）午後1時30分より延会又は継続会を開催いたします。その場合は速やかに当社ウェブサイトはその旨をお知らせいたします。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合においても、当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



### バーチャルオンリー株主総会に出席して議決権を行使される場合

後記「バーチャル株主総会のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

**開催日時** 2023年3月25日（土曜日）午後1時30分

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2023年3月24日（金曜日）午後4時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2023年3月24日（金曜日）午後4時まで



### スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

# インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト  
にアクセスのうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行  
ホームページ  
(銘柄用紙等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」  
および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先  
三菱UFJ信託銀行

## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。  
(4桁区切りで入力してください)

ログインID  -  -  -  (半角)

パスワード  
または仮パスワード  (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび  
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

ログイン  
パスワード変更

## 3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

現在のパスワード  (半角)

新しいパスワード  (半角)

新しいパスワード(確認用)  (半角)

送信

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



## ① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

## バーチャル株主総会のご案内

本総会におきましては、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主様は、以下のとおり、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

バーチャル出席される株主様は、当日ライブ配信にて株主総会の議事の様子をご視聴いただきながら、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関するご質問、動議のご提出等が可能です。

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時通信断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。このような通信障害等の影響により株主総会の開催又は継続が困難であると当社が判断した場合には、3～4頁に記載のとおり、本総会を後日に延期又は続行させていただくことがございます。万が一、本総会の開催が困難となった場合には、本総会の延期又は続行に関する情報を含め、当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

### 1. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでのご利用の場合	最新バージョンの Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge、Safari	
スマートフォンでのご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogle Chrome
その他	5 Mbps以上のインターネット接続	

- ※ バーチャル株主総会に出席いただくに当たり、参加場所及び通信環境については株主様ご自身でご用意いただく必要がございます。バーチャル出席に当たっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 上記推奨環境下におかれましても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によってはウェブサイトサイトの表示に不具合が発生する場合がございます。あらかじめご了承ください。





### (3) ライブ配信ご視聴の方法

ライブ配信は、<https://cybozu.co.jp/s1> にアクセスして、ご視聴ください。



- ※ ライブ配信のページは開催日当日までに公開する予定です。
- ※ アクセスに当たって、ID及びパスワードは必要ございません。
- ※ ライブ配信の予備システムとして、<https://cybozu.co.jp/s2> もご用意しています。<https://cybozu.co.jp/s1> でのご視聴に支障がある場合にご利用ください。
- ※ ライブ配信に関しましては、株主様のほかどなたでもご視聴いただけるものでございます。

### (4) 株主総会の延期又は続行の決定権限の委任採決の方法

株主総会の当日、冒頭にて「通信障害等により議事に著しい支障を生じさせる場合は、株主総会の延期又は続行を決定する権限を議長に対して委任する」決議を行います。バーチャル出席株主様は、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、次の手順で当該採決にご参加くださいますようお願いいたします。

- ① <https://cybozu.co.jp/dv> にアクセスする。



- ② 委任採決システムにログインする（前記2.(2)参照）。
- ③ 賛否いずれかをご選択のうえ、意思表示する。

- ※ 委任採決システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ 意思表示を複数回行った場合、最後に行われたものを有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

### (5) ご質問の方法及びその取扱い

バーチャル出席株主様のうち、ご質問を希望される方は、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、次の手順でご質問を行ってくださいますようお願いいたします。

- ① <https://cybozu.co.jp/q> にアクセスする。



- ② 質問システムにログインする（前記2.(2)参照）。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、ご質問する。

- ※ 質問システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ ご質問は、本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ※ バーチャル出席株主様からのご質問は、**1問につき250文字まで**とさせていただきます。
- ※ 質疑応答の時間には限りがあるため、ご質問が多数の場合は、その全てに回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 当日取りあげられなかったご質問も含め、頂いたご質問とそれに対する回答は、適宜取りまとめのうえ、後日当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>)にて公開することを予定しております。
- ※ 同一又は類似のご質問を複数回連続して送信したり、特定の個人に対する攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信したりする等により、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当社から当該バーチャル出席株主様からのご質問を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 本総会の目的事項に関しては、事前にご質問いただくことが可能です。株主様のご関心が強い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。事前質問の方法につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

## (6) 動議のご提出・採決の方法及びそれらの取扱い

### <動議のご提出>

バーチャル出席株主様のうち、動議のご提出を希望される方は、次の手順で動議をご提出くださいますようお願いいたします。

- ① <https://cybozu.co.jp/m> にアクセスする。



- ② 動議提出システムにログインする（前記2.(2)参照）。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、動議をご提出する。

- ※ 動議提出システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ 動議のご提出は、**1回につき250文字まで**とさせていただきます。
- ※ ご提出された動議は、原則として、報告事項の報告及び議案の上程が終了し、質疑応答に入る際に議長が確認する予定です。
- ※ 同一又は類似の動議を複数回連続して送信したり、特定の個人に対する攻撃等の不適切な内容を含む動議を送信したりする等により、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当社から当該バーチャル出席株主様からの動議を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### <動議の採決>

バーチャル出席株主様は、開催日当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、提出された動議の採決へご参加いただくことが可能です。ご参加の手順は以下のとおりです。

- ① <https://cybozu.co.jp/mv> にアクセスする。



- ② 動議採決システムにログインする（前記2.(2)参照）。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、意思表示する。

- ※ 動議採決システムは、採決時に公開する予定です。
- ※ 意思表示を複数回行った場合、最後に行われたものを有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

#### (7) 議決権行使の方法及びその取扱い

バーチャル出席株主様は、開催日当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、議決権をご行使いただくことが可能です。議決権ご行使の手順は以下のとおりです。

- ① <https://cybozu.co.jp/v> にアクセスする。



- ② 議決権行使システムにログインする（前記2.(2)参照）。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、議決権行使する。

- ※ 議決権行使システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ 本手順による議決権行使は、**株主様1名につき1回限り**とさせていただきます。上記手順に従って議決権行使の操作を複数回行ったとしても、最初の操作によって行使されたものを有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 事前の議決権行使との関係

事前に書面又はインターネットで議決権を行使された株主様がバーチャル出席された場合には、前記2.(7)による当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に書面又はインターネットで議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

#### 4. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法及び通信障害対策についての方針の内容の概要

##### (1) 通信方法

- ・本総会の議事における情報の送受信は、インターネットを用います。

##### (2) システムに関する通信障害対策

- ・通信回線の予備回線の準備等を講じます。
- ・配信の予備システムを用意し、その内容をあらかじめ株主様に通知します（前記2.(3)参照）。

##### (3) 株主総会の運営に関する通信障害対策

- ・通信障害時のマニュアルの整備等、システムの障害発生に備えた対策を講じます。
- ・事前にテクニカルリハーサルを実施し、回線状況等に不備がないか等を確認します。
- ・株主総会の開催予備日を設け、その内容をあらかじめ株主様に通知します。
- ・通信障害等により株主総会の議事に著しい支障が生じた場合、議長が株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、その旨の決議を冒頭に行います。当該決議に基づき、株主総会を延期又は続行する場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) にてご案内します。

#### 5. インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法（利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要）

- ・インターネットの使用に支障のある株主様は、書面により事前に議決権を行使ください。
- ・インターネットの使用に支障のある株主様におかれましては、書面による事前質問を受け付けます。株主様から受け付けた事前質問につきましては、本総会の目的事項に関連しないものを除き、適宜取りまとめのうえ、それに対する回答を株主総会后に当社ウェブサイトにて掲載します。

<書面による事前質問の方法>

郵送にて事前質問を受付いたします。適宜の封筒に、議決権行使書用紙に記載の「株主番号」及び「氏名」に加えて、質問内容を記載した書面を封入して、当社株主総会事務局宛てにご送付ください。質問は簡潔に要点のみでお願いいたします。上記所定事項の記載漏れ又は記載に誤り等があった場合には、お取り扱いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(送付先)

〒103-6028

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

サイボウズ株式会社 株主総会事務局 宛

(提出期限)

2023年3月17日(金曜日)午後6時 必着

- ・上記に加えて、バーチャル株主総会の「視聴室」を設けて、議決権行使及び質問等に使用する機器の貸出も行います。「視聴室」のご利用は事前申込が必要となります。また、ご利用可能な株主様を最大5名に制限させていただくこと、申込者多数の場合は抽選となりますことをあらかじめご了承ください。「視聴室」をご利用いただける株主様には、下記ご連絡日時にお電話にて、詳細をご説明させていただきます。

<「視聴室」ご利用のお申込み方法>

郵送にてお申込みを受付いたします。適宜の封筒に、議決権行使書用紙に記載の「株主番号」及び「氏名」に加えて、下記のご連絡日時当日(2023年3月20日(月曜日)午前10時から午後5時まで)にご連絡が可能な「電話番号」を記載した書面を封入して、当社株主総会事務局宛てにご送付ください。上記所定事項の記載漏れ又は記載に誤り等があった場合には、有効なお申込みとしてお取り扱いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(送付先)

〒103-6028

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

サイボウズ株式会社 株主総会事務局 宛

(提出期限)

2023年3月17日(金曜日)午後6時 必着

(ご連絡日時)

2023年3月20日(月曜日)午前10時から午後5時まで

## 6. その他留意事項

- (1) 当社は、バーチャル株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行います。株主様をご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合等もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- (2) 代理人によるバーチャル出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。代理人にバーチャル出席をおこなわせる場合、株主総会に先立って、当社に代理権を証明する書面(委任状)のご提出が必要となりますので、以下の書類を当社にご送付いただきますよう、お願いいたします。

(必要書類)

- ・委任状 ※委任する株主様(委任者)の押印(認印可)をお願いいたします。
- ・委任者の議決権行使書用紙の写し

(送付先)

- ・電子メールの場合（必要書類のPDFファイル又は画像ファイルを添付してください。）

legal@cybozu.co.jp

- ・郵送の場合

〒103-6028

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

サイボウズ株式会社 株主総会事務局 宛

(提出期限)

2023年3月17日（金曜日）午後6時 必着

(ご注意)

- ・提出期限までに必要書類が不備なく当社へ提出いただけない場合には、代理人によるバーチャル出席は認められませんのでご了承ください。
  - ・委任状には委任者・受任者の氏名とともに株主名簿に記録された住所及び株主番号を記載いただくようお願いいたします。
  - ・当社より連絡させていただくことがあるため、日中連絡可能な電話番号又はメールアドレスをお知らせいただくようお願いいたします。書類に不備がある場合、有効な委任としてお取り扱いできない場合があります。
- (3) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存等をご遠慮ください。SNSなどでの投稿につきましては、特に制限はございません。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

### 1. 背景

当社は役職員の「誰もが取締役的な役割を担う」と考えております。徹底的に情報をオープンにしたうえで、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす。それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。そこで、当社では、会社法に沿って組織運営をしつつも、「取締役は、理想の番人として選任される」という新しいマネジメントに挑戦することにいたしました。この考え方に従い、昨年度は現任の代表取締役1名、株主総会及び取締役会運営の責任者2名並びに社外取締役候補者2名に加えて、社内公募に立候補した者の中から新任の4名を取締役候補とし、選任いただいております。

本年度は昨年度の取締役会運営の状況を踏まえ、より実効的な運営を行うべく現任の代表取締役1名及び経営に関わる執行役員から1名並びに社外取締役候補者2名に加え、社内公募に立候補した者の中から社内投票によって選出された2名を候補者としております。

なお、これまでは代表取締役以外の社内取締役に対しては、取締役の報酬等は支給しておりませんでした。今後は、より実効的な取締役会の運営のため、本人の経験や知見を基に取締役としての役割を果たすことも期待しているため、従業員としての給与に加えて、一定の取締役報酬等を支給する予定です。

### 2. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にし ばた よし ひさ 西 端 慶 久 (青 野 よし ひさ 久) (1971年6月26日生)	1994年4月 松下電工株式会社入社 1997年8月 当社設立 取締役副社長 2005年4月 当社代表取締役社長 (現任) 2015年4月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長	849,300株



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>きた はら やす とみ 北原 康 富 (1955年6月10日生)</p>	<p>1977年4月 日本電気ソフトウェア株式会社入社 1983年8月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 1993年1月 日本インテグレート株式会社 代表取締役社長 2006年5月 インテグレート株式会社 代表取締役会長 2009年1月 当社入社 2010年1月 株式会社ナーチュア 代表取締役社長(現任) 2012年4月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 (MBA)教授・研究科長(現任) 2018年3月 学校法人栗本学園理事(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 株式会社ナーチュア代表取締役社長 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科(MBA)教授・研究科長 学校法人栗本学園理事</p> <p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 北原康富氏は名古屋商科大学ビジネススクール教授兼研究科長として多数の企業の経営、ガバナンスに通じております。また日本インテグレート株式会社を設立し、事業の発展、拡大を進めてきた経験もあり、学術的観点、実務的観点の両面から企業やそのガバナンスを検討する見識を保有しております。</p> <p>昨年度はその知見をもとに、当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等いただきました。</p> <p>本年度についても引き続きこれらの働きをしていただけるものと期待しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>	-
3	<p>はやし ただ まさ 林 忠 正 (1975年5月10日生)</p>	<p>2003年4月 株式会社UFJ銀行入社 2004年9月 株式会社リクルート入社 2011年10月 国立大学法人大阪大学任官 2013年10月 当社入社 2016年1月 当社経営企画室長 2018年7月 当社経営戦略本部長 2020年7月 当社経営支援本部長(現任) 2021年3月 当社取締役(現任)</p>	29,100株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	松本優子 (神崎優子) (1987年10月13日生)	2012年4月 当社入社(現開発本部所属)(現任)	12,778株
5	森岡貴和 (1970年3月20日生)	1992年4月 株式会社住友銀行入社 1999年3月 明京電機株式会社入社 2001年10月 ジリオンネットワークス株式会社入社 2005年8月 当社入社 2016年1月 当社営業本部副本部長 2021年3月 当社取締役 2023年1月 当社チームワーク総研所属(現任)	74,301株
6	【社外取締役候補者】 渡邊裕子 (1970年5月2日生)	1996年8月 JAPAN SOCIETY, Senior Program Officer 2006年6月 Eurasia Group, Director, Corporate Advisory Services (Japan) 2018年12月 HSW Japan, Partner and Co-founder (現任) 2019年8月 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner (現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> HSW Japan, Partner and Co-founder 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner  <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 渡邊裕子氏は地政学リスク分析の米コンサルティング会社 Eurasia Groupの日本営業チーム、初代ディレクターとして、極めて豊富な日本企業へのアドバイス経験を有しております。また現在日経WOMANや、ビジネスインサイダーでの執筆も手掛けており、その見識は国内外のビジネス界から高く評価されています。  昨年度はその知見をもとに、当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等いただきました。 本年度についても引き続きこれらの働きをしていただけるものと期待しております。  同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  なお、同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのないものとして、独立役員に指定されております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。	—

- (注) 1. 取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2022年12月末日時点の所有株式数を記載しています。なお、松本優子（神崎優子）氏及び森岡貴和氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じた保有分であります。本議案をご承認いただき、各氏が取締役に就任した場合には、当社従業員持株会の規約に基づき、当社従業員持株会を退会することにより、持分引出等の処理が行われます。
2. 西端慶久（青野慶久）氏は、Cbzサポーターズ株式会社の代表取締役であります。同社と当社の間には、事務委託の取引関係があります。同社は、同氏がその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式8,091,100株（持株比率17.63%）を保有しております。なお、同社は今後も安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨報告を受けております。
3. 北原康富氏は、2009年1月から当社と雇用契約関係にありましたが、2012年1月末日をもって当該関係は終了しております。また、同氏は、株式会社ナーチュアの代表取締役社長であります。同社と当社の間には、業務委託の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合、取締役候補者全員が当該保険契約の被保険者となる予定です。役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。
- <役員等賠償責任保険契約の内容の概要>
- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要  
上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 田畑正吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<b>【社外監査役候補者】</b> 田畑正吾 (1971年7月10日生)	1995年4月 株式会社日本興業銀行入行 2000年1月 株式会社インフォキャスト設立 同社取締役 2000年9月 インデックスデジタル株式会社（現シナジーマーケティング株式会社）設立 同社取締役 2005年6月 株式会社四次元グループ（現シナジーマーケティング株式会社）設立 同社取締役 2006年7月 シナジーマーケティング株式会社 同社取締役副社長 2013年1月 米国法人SMIA Corporation設立 同社CEO 2015年3月 当社常勤社外監査役（現任） 2022年7月 Micoworks株式会社 社外監査役（現任） <重要な兼職の状況> Micoworks株式会社社外監査役	—
	<社外監査役候補者とした理由> 田畑正吾氏は、IT企業の経営や米国法人でCEOを務められた経験から得られた豊富な知識を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのないものとして、独立役員に指定されております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。	

- (注) 1. 田畑正吾氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その契約内容の概要は、前頁注4.のとおりです。本議案が承認可決され、田畑正吾氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

### 第3号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は永続的な成長を目的としております。そのため主力であるクラウド関連事業の拡充に向けた機動的投資の重要性を高く認識するとともに、業績動向等を勘案したうえで、株主の皆様への長期保有につながるような利益還元策の実施を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、前期の12円から1円増配し、1株につき13円としたいと存じます。今後におきましても、クラウド関連事業のさらなる成長を目指して積極投資する資金を確保しつつ、継続的に剰余金配当を実施してまいります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13.00円 総額 596,417,393円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月27日

## 第4号議案 グローバル持株制度の件

### 1. 上程の理由

当社は、奨励金を100%付与する持株制度をグローバルに展開すべく、これまで日本国内で運用してきた従業員持株会に加えて、Cybozu Employee Share Ownership Plan（以下、「グローバル持株制度」といいます。）を導入いたします。当該導入に当たって、米国カリフォルニア州の証券法の規制により、同州に居住するグローバル持株制度への参加者が35名を超える場合、グローバル持株制度導入の前後12か月の期間内に、グローバル持株制度の導入に関する当社株主総会の承認決議が必要となりますので（Section 25102(o) of the California Corporate Securities Law of 1968）、当該決議をお願いしたいと存じます。

なお、米国拠点におけるグローバル持株制度の導入開始日は2023年2月8日ですが、導入時に米国カリフォルニア州に居住する参加者は35名を超えておりません。

### 2. グローバル持株制度導入の背景

当社では、2005年4月に日本国内で従業員持株会制度を導入、2005年9月からは、奨励金を100%に引き上げて運用をしております。この度、野村証券株式会社、Global Shares plc、Tapestry Compliance Limitedが新たに提供するグローバル持株制度を利用し、日本企業として初めて国外のグローバル拠点在籍する従業員へも、持株制度を拡大いたします。

当社はグローバル持株制度を通じて、従業員一人ひとりがよりオーナーシップをもって業務に取り組む環境をつくり、グローバル全体でチームワークあふれる社会づくりにより一層取り組んでまいります。

### 3. グローバル持株制度の概要

グローバル持株制度の概要は以下のとおりです。

参加資格	当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の従業員で、日本国外の当社グループの拠点が所在する国の居住者が本制度に参加する資格を有します。ただし、当該条件を満たしていても、法令及び運営上の理由等により参加資格が認められない場合があります。
株式取得の権利	<ul style="list-style-type: none"><li>参加者は当社株式の取得を目的とし給与天引きで定期的に取得金額を拠出することができます。参加者の拠出に対し、当社の現地法人は奨励金を付与し、当社株式の取得代金に充当します。給与から取得金額を控除する頻度（拠出頻度）は、現地法人ごとに決定します。</li><li>当社は参加者が拠出できる最小拠出額及び最大拠出額並びに奨励金率を定めます。</li><li>グローバル持株制度への参加申請は、各現地法人が定める受付期間中に行うことができます。</li></ul>
持株制度管理責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>参加者が取得した株式は、参加者に代わり持株制度管理責任者が管理します。</li><li>参加者は取得株式に対して支払われる配当金を受け取る権利及び株主総会において議決権を行使する権利を有します。</li><li>参加者は取得株式の売却及び振替を持株制度管理責任者に指示することができます。</li></ul>
参加継続	<ul style="list-style-type: none"><li>参加者は、最大及び最小許容拠出額の範囲内において給与から拠出する金額（取得金額）を変更することができます。</li><li>参加者はグローバル持株制度への参加を休止又はグローバル持株制度から脱退することができます。</li><li>当社は最小拠出額及び最大拠出額並びに奨励金率を変更することができます。</li></ul>
配当金の再投資	<ul style="list-style-type: none"><li>当社が別途定めた場合を除き、グローバル持株制度において保有される株式に対する配当金は、当社株式に再投資されます。</li></ul>
参加資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"><li>参加者が当社グループから退職した場合、本制度における参加者資格を喪失します。その場合、当面の間、参加者はグローバル持株制度において取得株式を管理することができますが、持株制度管理責任者に対して取得株式の売却又は振替の指示をする必要があります。</li></ul>

### 4. その他詳細

当社プレスリリース（2022年6月30日付「サイボウズ、日本企業初のグローバル持株制度を海外拠点へ拡大」）をご参照ください。

<https://topics.cybozu.co.jp/news/2022/06/30-18196.html>



以上

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	対前年同期比 (増減額)	対前年同期比 (増減率)
連結売上高	18,489百万円	<b>22,067百万円</b>	3,578百万円	19.4%
営業利益	1,441百万円	<b>611百万円</b>	△829百万円	△57.5%
経常利益	1,468百万円	<b>987百万円</b>	△481百万円	△32.8%
親会社株主に帰属 する当期純利益	551百万円	<b>66百万円</b>	△485百万円	△88.0%

2011年11月に提供を開始したクラウドサービスは、ご利用いただいている契約社数が54,000社、契約ユーザーライセンス数が250万人を突破し堅調に推移しております。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、社内外への感染防止と全従業員的安全確保を最優先とすべく、引き続き在宅勤務を中心に業務を行っております。従来からテレワークをはじめ柔軟な働き方に対応した業務環境の整備等を推進していたこともあり、営業活動や採用活動、自社製品の開発計画、クラウドサービス基盤の運用・保守体制等についても大きな変更はなく、現時点において新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による事業活動、業績及び会計上の見積り等への重大な影響はないと考えております。

このような状況下において、当連結会計年度の連結業績につきましては、クラウド上で提供するサービスの売上が引き続き積み上がり、連結売上高は22,067百万円（前期比19.4%増）となりました。このうち、クラウド関連事業の売上高は18,649百万円（前期比23.8%増）となっております。利益項目につきましては、前連結会計年度に比べ従業員数増加等による人件費の増加や、主に主力製品である「kintone」の認知度向上のため、TVコマercial等の積極的な広告宣伝投資を継続したことによる広告宣伝費の増加等があったことから、営業利益は611百万円（前期比57.5%減）となりました。経常利益については、為替予約を実施したこと及び円安の影響により為替差益が増加したこと等から987百万円（前期比32.8%減）となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は66百万円（前期比88.0%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。



## (1) 主な製品・サービスの経過及び成果

前期から引き続き、クラウドサービスの成長や認知度拡大のための投資やエコシステムの拡大・強化に努めてまいりました。特にエコシステムについては、2022年12月末日時点でパートナー社数は約400社、パートナー企業が提供する連携サービスは約370サービス以上となり、エコシステムによるビジネスが堅調に拡大しております。その結果、クラウド関連事業の国内売上高の61.6%にあたる11,003百万円がパートナー経由の売上となり、パートナー販売割合が年々増加しております。クラウドサービスの需要が拡大する中で、特に「kintone」に関しては、用途の多様化や高度化、そして内製化のニーズが高まっています。そのようなクラウド時代のニーズの変化に対応できるパートナー戦略を実施すべく、2021年にはパートナープログラムを大幅にリニューアルし、「Cybozu Partner Network」を開始しました。新プログラムの提供開始から2年目を迎え、当期はさらなるパートナー施策やプロダクト強化を推進し、パートナーとの強固なエコシステムを構築、そして顧客価値の最大化に取り組みました。

### ○業務アプリ構築クラウドサービス「kintone」

主力製品である「kintone」は、前期に引き続きTVコマーシャル等、積極的に広告展開を行い、業務改善に役立つクラウドサービスとしての認知度を向上してまいりました。2022年度末時点の国内契約社数は27,500社となり順調に推移しております。売上高については連結ベースで10,414百万円（前期比32.4%増）となりました。エンタープライズ領域のDX（デジタルトランスフォーメーション）手段としてノーコード・ローコードツールの採用が進む中、「kintone」はプログラミングの専門知識がなくても容易にシステムを構築できるという特性から「現場の人が主体の業務改善」を支援するツールとして利用が拡大しています。

このように「kintone」の利用が拡大する中、当期は前期に引き続き自治体への導入が拡大し、2022年度末時点の自治体導入数は約190となりました。「kintone」による自治体DXをさらに推進すべく、2022年4月には自治体向けの「kintone 1年間無料キャンペーン」を発表しました。当キャンペーン参加自治体の「kintone」を活用した業務改善を伴走型支援でフォローするほか、自治体で全職員へ導入する場合に適用される「kintone 全職員導入ライセンス」も新たに用意し、次年度以降の本格導入や全庁展開を促進しております。

さらに、販売パートナーチャネルの拡大として、引き続き地方銀行との連携を強化しています。地方銀行内にICTコンサルティング専門部隊を設置していただき、当社は当該ICTコンサルティング部門へ向けて「kintone」研修等を実施し、顧客へのコンサル提案をサポートしています。現在、全国17行の地方銀行と協業しており、実働約5年間で地方銀行によるコンサルティングを通じて約400社に「kintone」を中心としたサイボウズ製品を導入いただいております。引き続き、IT活用提案を通じて、地方中小企業の生産性向上や働きやすい企業創生実現に向け活動してまいります。

## ○その他の製品・サービス

各製品ともにクラウドサービスの販売が順調に増加しました。中小企業向けグループウェア「サイボウズ Office」では2022年度末時点の国内累計導入社数が75,000社、売上高については連結ベースで5,088百万円（前期比5.3%増）となり、売上高の83.1%がクラウドサービスとなりました。中堅・大規模組織向けグループウェア「Garoon」では2022年度末時点の国内累計導入社数が6,800社、売上高については連結ベースで4,562百万円（前期比13.1%増）、売上高の60.9%がクラウドサービスとなり中堅・大規模組織でもクラウドサービスの需要が増加していることがうかがえます。また、メール共有サービス「Mailwise」では2022年度末時点の国内累計導入社数が13,000社、売上高については連結ベースで678百万円（前期比16.2%増）、売上高の91.6%がクラウドサービスとなりました。

## ○信頼性強化への取り組み

多くのユーザーの皆様により長く安心してご利用いただくため、製品・サービス及び当社グループ自体への信頼を高める取り組みに注力しております。特にクラウドサービスの信頼性強化に重点を置いて取り組みを進め、セキュリティ向上に対して継続的な投資を行っております。

2021年9月には当社が提供しているクラウドサービスが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下：ISMAP、読み：イスマップ）」において、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているサービスであると認定され、2022年度も継続してISMAPクラウドサービスリストに登録されています。ISMAPは政府が情報システムを調達するための指針ですが、一定のセキュリティ基準が満たされている証左となるため、様々な公共機関や民間企業にとっても、安心できるサービスを選択する一助となることが期待できます。またISMAPクラウドサービスリストへの登録によって対外的な信頼を得やすくなり、当社のパートナー企業の活動をより円滑に進められるのではないかと期待しております。

今後も政府情報システムの要件への対応をはじめ、セキュリティ脅威への対応に継続して取り組み、信頼できる安心で安全なクラウドサービスを提供することで、チームワークあふれる社会づくりに貢献してまいります。

## ○市場からの評価

当社は、『日経コンピュータ』誌（発行：株式会社日経BP）が2022年9月1日号で発表した「顧客満足度2022-2023 クラウド基盤サービス（IaaS/PaaS）部門」において第1位を獲得し、当部門において4年連続1位獲得となりました。

また、当社のカスタマーセンターは、『HDI-Japan』が主催する、2022年「HDI格付けベンチマーク」対応記録毎/モニタリング評価（電話）において、2018年、2019年に続き通算3回目となる最高ランクである三つ星を獲得いたしました。

## (2) グローバル展開における体制強化

グローバル市場での2022年度末時点における導入社数は、米国市場では850サブドメイン（前期比25.0%増）、中華圏市場では1,300社（前期比9.2%増）、その他アジア市場では1,090社（前期比16.0%増）となり堅調に推移しております。中国ではゼロコロナ政策による行動制限の影響もありましたが、売上が伸長したほか、台湾では新規契約数が約2倍となり、そのうちの8割がローカル企業からの受注となりました。その他アジア市場でも、タイを中心にローカル企業の受注件数が拡大しております。また、2022年に開始した株式会社リコーとの協業に伴い、同社が強みとするチャンネルやサポート網を通じて、米国を中心に「kintone」の拡販体制を強化するなど、引き続きグローバル展開を加速してまいります。

## (3) チームワークあふれる社会を創るための取り組み

社会の様々なチームのチームワーク向上のため、製品・サービスの普及だけでなく、チームワークに関する当社グループのノウハウを活かすべく、2017年に設立した「チームワーク総研」では、2022年度には講演125件、研修・コンサルティング159件を実施しました。特に、研修・コンサルティング・アドバイザリー等の伴走支援型のメニューが大きく成長し、「チームワーク総研」による案件動向としては、講演から研修・コンサルティングへシフトしています。「チームワーク総研」のほか、チームワークをサポートする活動として、非営利団体向け支援や地方創生支援、学校における働き方改革を実現するための学校BPR（Business Process Re-engineering）支援、「kintone」で災害対策のIT化を支援する「災害支援プログラム」など多岐にわたり取り組んでおります。今後もサイボウズ流のチームワークやメソッドを活かし、社会のチームワーク向上や災害支援や防災のために活動してまいります。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における当社及び当社連結子会社における設備投資額は、2,727百万円になりました。その主なものは、クラウドサービス用のサーバー増設等による「工具、器具及び備品」の投資額が2,572百万円、東京オフィス改装工事等による「建物」の投資額が154百万円となっております。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に設備投資を目的として、長期借入金2,800百万円を調達いたしました。

#### 4. 対処すべき課題

クラウドサービスの売上が堅調に増加している中、将来の収益力を一層高めるため、引き続き、クラウドサービス成長のための投資やグローバル体制の強化に努めてまいります。

##### ○新規顧客の獲得及びパートナー制度の拡充

クラウドサービスの安定運用を継続して信頼度をさらに高めてまいります。また、当期まで強化してきた広告宣伝による認知度向上効果を活かし、販売促進や契約継続・増加のための施策を強化するなど、さらに多くのユーザーの皆様にご利用いただけるような製品のアップデートや営業・マーケティング活動に取り組んでまいります。さらには、オフィシャルパートナープログラム「Cybozu Partner Network」により、クラウド時代に合ったパートナー企業への情報発信や支援内容を強化し、お客様へのサイボウズ製品の提案・構築をさらに拡充させていくとともに、地方銀行など新たな業界との協業に取り組む等、パートナーチャンネルの拡大にも引き続き注力してまいります。

##### ○グローバル展開

重点的に注力してきた米国市場に加えて、中華圏、東南アジア、オーストラリア、台湾など世界各地にエコシステムを広げるため、グローバルに横展開できるモデルを作りながら、現地パートナー企業の開拓や拠点開拓を進めてまいります。また、株式会社リコーとの協業開始に伴い、米国では組織体制の強化や販売マーケティング施策に注力し、同社が強みとするグローバルでの直接販売を中心としたチャンネル・サポート網を活かすことで、「kintone」の提供拡大に取り組んでまいります。

##### ○組織・体制の強化

我々自身も、チームワークあふれ、より長期的に生産性が向上するチームとなることを目指しております。そのために、引き続き積極的な人材採用と育成、多様性を尊重する風土や制度を発展させてまいります。さらに、グローバル規模で事業拡大していくに当たり、国外拠点における事業ノウハウを効率よく吸収し、社内の連携を一層推進してまいります。

また、引き続き新しい組織運営の実現に向けて取り組んでまいります。当社では、役職員の「誰もが取締役的な役割を担う」と考えております。徹底的に情報をオープンにし、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす。それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。そこで、当社では、会社法に沿った組織運営をしつつも、「取締役は、

理想の番人として選任される」という新しいマネジメントの実現に挑戦しております。さらに、当社では、経営に関する意思決定や議論の場として、取締役と各本部の責任者が部門の垣根を越えて共有、議論するための経営会議を開催しております。これら重要な意思決定においては多角的かつ多面的な視点での議論が重要となりますが、当社では「公明正大」や「議論」を尊重する考えに基づき、監査役を含む全役職員が経営会議にいつでも参加、議論することができることとしております。また、その議事録も共有されているため、議論内容について適宜質問や意見を発信することもできます（インサイダー情報やプライバシー情報を除きます。）。もちろん経営に関する意思決定のみならず、日々の業務においても情報の公開と共有がなされているとともに、「質問責任」や「説明責任」、「議論」を歓迎する等の、企業風土醸成も同時に行い、極めて透明性の高い意思決定プロセスとなるよう改善を続けております。

#### ○クラウドサービス事業者として信頼される内部統制体制の整備

クラウドサービス事業を推進するに当たり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。

そのような中で、当社グループは、海外拠点を含め、「公明正大」の考え方のもと、統制の仕組み化（ルール化、見える化、効率化）をより一層強化し、引き続き株主、ユーザー、パートナー企業、その他ステークホルダーの皆様からの信頼を確保すべく、内部統制体制の整備に注力してまいります。

### 5. 事業の譲渡、合併、その他企業再編行為等

該当事項はありません。

## 6. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

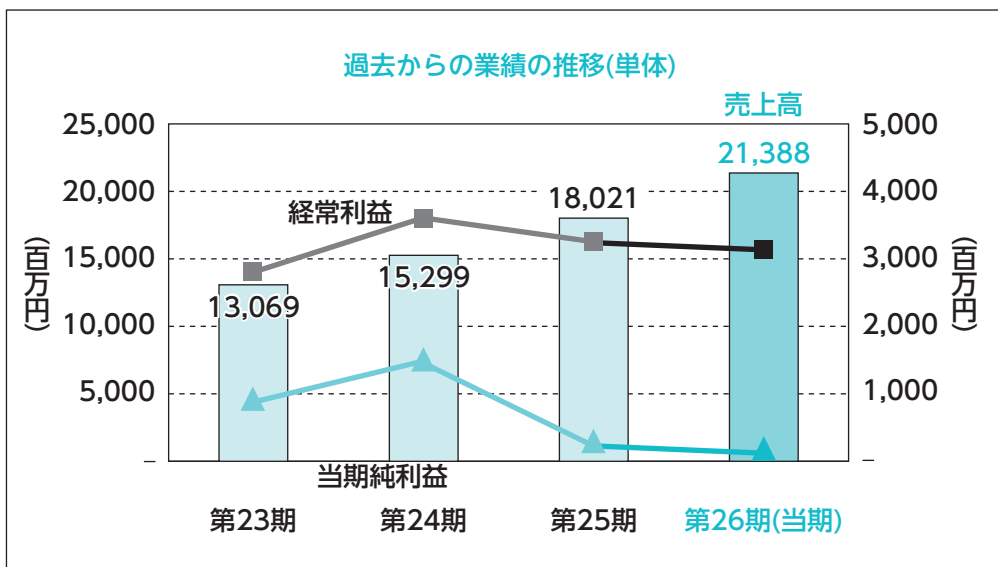
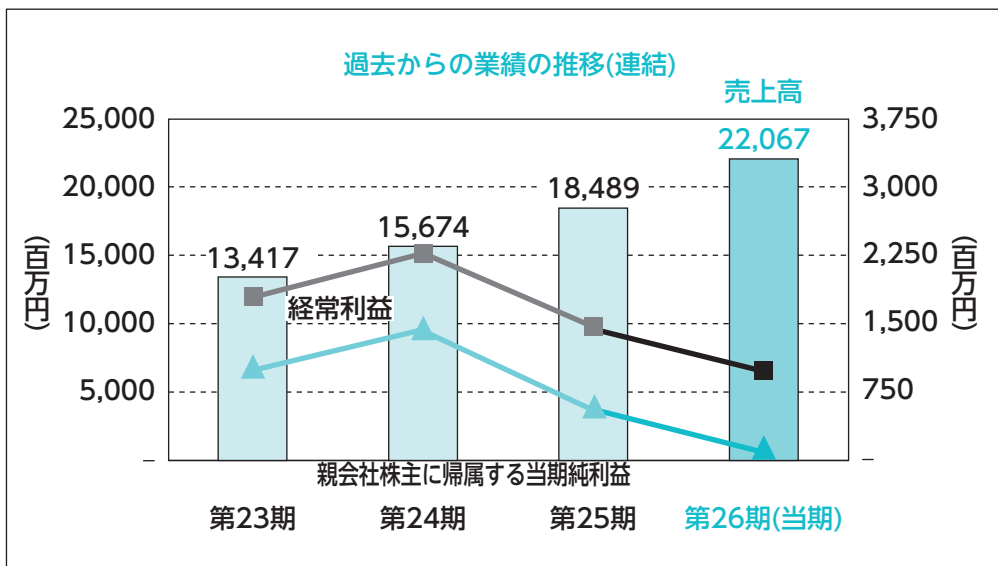
区 分	第23期 (2019年12月期)	第24期 (2020年12月期)	第25期 (2021年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	13,417	15,674	18,489	22,067
営業利益 (百万円)	1,732	2,270	1,441	611
経常利益 (百万円)	1,804	2,272	1,468	987
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1,012	1,435	551	66
1株当たり 当期純利益 (円)	22.07	31.30	12.03	1.45
総資産 (百万円)	8,874	12,235	14,037	15,907
純資産 (百万円)	3,991	6,405	6,371	4,630
1株当たり 純資産額 (円)	87.01	139.63	138.88	100.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期 (2019年12月期)	第24期 (2020年12月期)	第25期 (2021年12月期)	第26期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	13,069	15,299	18,021	21,388
営 業 利 益 (百万円)	2,663	3,558	3,238	2,806
経 常 利 益 (百万円)	2,775	3,666	3,214	3,083
当 期 純 利 益 (百万円)	912	1,466	226	113
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	19.89	31.96	4.94	2.47
総 資 産 (百万円)	8,193	11,573	12,974	14,911
純 資 産 (百万円)	3,168	5,571	5,084	3,357
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	69.07	121.45	110.83	73.18
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	10.00	11.00	12.00	13.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 第26期の1株当たり配当額は第26回定時株主総会における剰余金処分議案が承認可決された場合を前提として記載しております。  
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。





## 7. 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

主要な事業内容は次のとおりであります。

チームワークを向上するための情報共有サービス、ソフトウェアの開発、販売、保守、ソリューション事業及びコンサルティング等

## 8. 主要な事業所（2022年12月31日現在）

### (1) 当社の主な事業所

#### 国内事業所

東京オフィス	東京都中央区
大阪オフィス	大阪府大阪市
松山オフィス	愛媛県松山市
福岡オフィス	福岡県福岡市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市
仙台オフィス	宮城県仙台市
横浜オフィス	神奈川県横浜市
広島オフィス	広島県広島市
札幌オフィス	北海道札幌市
大宮オフィス	埼玉県さいたま市

#### 海外事業所

台湾オフィス	台北市
タイオフィス	バンコク都

### (2) 重要な子会社等の主な事業所

「10.重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

## 9. 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,115名 (142名)	146名増 (1名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(参考) 当社の従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
870名 (141名)	133名増 (2名減)	35.0歳	5.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況（2022年12月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率	所在地	主要な事業内容
サイボウズ・ラボ株式会社	10	100.0%	東京都中央区	情報共有に関するソフトウェア技術の研究開発
才望子信息技术(上海)有限公司	80	100.0%	中国(上海)	当社製品の開発・販売
Cybozu Vietnam Co., Ltd.	26	100.0%	ベトナム(ホーチミン)	当社製品の開発
Kintone Corporation	7,685	100.0%	アメリカ(カリフォルニア)	当社製品の販売
KINTONE AUSTRALIA PTY LTD	374	100.0%	オーストラリア(シドニー)	当社製品の販売
KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.	29	100.0%	マレーシア(クアラルンプール)	当社製品の販売

### (3) 重要な企業結合等の経過

該当事項はありません。

## 11. 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3,680百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
株式会社伊予銀行	500百万円

## 12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 193,428,000株
2. 発行済株式の総数 52,757,800株
3. 株主数 19,804名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
畑 慎 也	8,459,600株	18.43%
C b z サ ポ ー タ ー ズ 株 式 会 社	8,091,100株	17.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,295,700株	7.18%
サイボウズ従業員持株会	2,482,244株	5.41%
山 田 理	1,913,100株	4.16%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,400,900株	3.05%
中 野 博 久	1,260,000株	2.74%
井 村 俊 哉	992,000株	2.16%
西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	849,300株	1.85%
THE BANK OF NEW YORK 133652	713,900株	1.55%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を6,879,539株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. Cbzサポーターズ株式会社は、当社代表取締役社長である西端慶久（青野慶久）氏がその株式を保有する資産管理会社であります。
4. 畑慎也氏の持株数には、2022年12月15日付けで締結した管理信託契約に伴い株式会社SMB C信託銀行が保有している株式数（2022年12月31日現在3,000,000株）を含めて表記しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社役員 の 状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	
取 締 役	北 原 康 富	株式会社ナーチュア代表取締役社長 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 (MBA) 教授・研究科長 学校法人栗本学園理事
取 締 役	田 尻 弓 佳 (中 根 弓 佳)	人事本部長 法務統制本部長
取 締 役	林 忠 正	経営支援本部長
取 締 役	穂 積 真 人	ビジネスマーケティング本部所属
取 締 役	Michael O'Connor	Kintone Corporation, 営業本部所属
取 締 役	松 川 隆	チームワーク総研所属
取 締 役	吉 原 克 志	営業本部所属
取 締 役	渡 邊 裕 子	HSW Japan, Partner and Co-founder 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner
常 勤 監 査 役	田 畑 正 吾	Micoworks株式会社社外監査役
監 査 役	小 川 義 龍	弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役
監 査 役	植 松 則 行	公認会計士 植松公認会計士事務所所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取締役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社社外監査役 株式会社鎌倉新書社外取締役・監査等委員 LINE株式会社社外監査役 ハナマルキ株式会社社外監査役

- (注) 1. 2022年3月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、中川雅文氏は監査役を辞任いたしました。
2. 北原康富氏は、2009年1月から当社と雇用契約関係にありましたが、2012年1月末日をもって当該関係は終了しております。また、同氏は、株式会社ナーチュアの代表取締役社長であります。同社と当社の間には、業務委託の取引関係があります。
3. 当社は従業員の複業を認めておりますが、松川隆氏は、複業として当社製品の顧客企業から業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該顧客企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の20%を超えません。
4. 取締役 北原康富氏及び渡邊裕子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は渡邊裕子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役 田畑正吾氏、小川義龍氏及び植松則行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は全監査役を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役 植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

<役員等賠償責任保険契約の内容の概要>

### (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

### (2) 填補の対象となる保険事故の概要

上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2023年1月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針（以下「基本方針」といいます。）の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、各部門責任者が出席し全従業員が参加可能な経営会議へ諮問し、答申を受けております。基本方針の内容は次のとおりです。

#### ① 基本的な考え方

当社では、取締役である者を含む全従業員の給与は、当社の企業理念への共感及び企業価値向上に対する動機付けやその貢献実績に対する対価と位置付けております。現在、当社では、取締役会を経営会議の追認機関と位置付けており、代表取締役を除く、社内取締役に特別に高度な経験や技能は不要と考えており、そのため代表取締役以外の社内取締役に対しては、従業員としての給与に加えた取締役報酬等を支払っておりません。一方、社外取締役に本人の経験や技能を基に当社の経営やチャレンジングなガバナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等を頂けることを期待しておりますので、その対価として取締役報酬を支払うこととしております。

しかしながら、今後（2023年3月の定時株主総会終了後）は、昨年度の取締役会運営の状況を踏まえ、より実効的な運営を果たすべく、代表取締役以外の社内取締役についても、本人の経験や知見を基に取締役としての役割を果たすことも期待しているため、従業員としての給与に加え、取締役報酬等を支払うことといたします。

## ② 報酬等の体系

報酬等は、基本報酬及び賞与で構成されております。

基本報酬は、役職・在任期間中の業績及び成果、在任期間中に期待する役割及びそれに従事する時間等を勘案したうえで、経営陣への諮問等社内決裁手続きを経て決定するもので、月に1回支給されます。代表取締役を除く社内取締役については、昨年度までは従業員としての給与以外に取締役報酬等を支払っておりませんでした。2023年3月の定時株主総会以降は、前記の代表取締役以外の社内取締役に期待される役割に対する対価として、一律の報酬を、従業員としての給与に上乗せして支給することといたします。

賞与は、代表取締役及び取締役である者を含む全従業員に対し、取締役に対する基本報酬又は従業員に対する基本給与に売上高その他の会社業績を勘案して決定した一律の数値を乗じて算出されるもので、半期に1回支給されます。会社業績を勘案するに当たっては、主要かつ客観的な指標である売上高を基礎としつつ、当社の事業の性質上売上高のみで評価することが適当でない場合には、売上高に加えて財源及び事業環境を総合的に勘案することとしております。

※ 過去3事業年度における売上高については、「1. 企業集団の現況に関する事項 6. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

## ③ 個人別の報酬等の決定方針

当社は取締役の報酬等について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において、その報酬等の限度額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であり、うち2名が社外取締役です。

代表取締役を除く社内取締役の個別の報酬等（前述のとおり2023年3月の定時株主総会后支給を開始します。）の額の決定については、その限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けている代表取締役西端慶久（青野慶久）が、前述②に従い、経営陣への諮問等社内決裁手続きを経て決定します。同氏は、当社創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績の評価も行ったうえで、経営陣への諮問を経るなど他者の意見を得て決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役の報酬については、経営陣のうちの3名で構成される個別評価チームが、取締役会から委任を受け、業績等を勘案したうえで他の経営陣への諮問等社内決裁手続きを経て決定しております。毎年、代表取締役西端慶久（青野慶久）氏が経営陣（本部長又はそれに相当する地位の者）から、個別評価チームを構成する者を指名します。経営陣は全社横断的かつ中長期的な視点で理想の設定、戦略の策定及び実行の統括を行っております。そのような経営陣の複数名が個別評価チームを構成することで、特定の者への権限集

中・依存を防止しつつ、多角的に当社全体の業績を評価することができ、経営陣への諮問を諮るなど他者の意見も得て決定しているため、取締役会は個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役の報酬については、経営陣のうち経営支援本部長林忠正氏が、取締役会から委任を受け、経営陣への諮問等社内手続きを経て決定しております。同氏は、取締役会運営事務局の責任者を務めており、取締役会における社外取締役の貢献度をよく知る立場であり、また社外取締役候補の選出プロセスにも深く関わっております。そのうえで、社外取締役の評価を行い経営陣への諮問を経るなど他者の意見を得て決定しているため、取締役会は個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は監査役の報酬について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2007年4月24日開催の第10回定時株主総会において、その報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から会社業績との連動を行わず基本報酬のみで構成されており、各監査役の報酬額は、報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって決められております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	42百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	10百万円 (10百万円)
合 計	7名	53百万円

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度の基本報酬として支給される固定報酬に加え、業績及び事業環境等を勘案した賞与を含んでおります。賞与については、上記「(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等」〔②報酬等の体系〕に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の役員の数と上記報酬等の支給対象となる役員の数に相違がありますが、これは無報酬の使用人兼務取締役が当事業年度末において6名存在していること、及び当事業年度中に退任した監査役1名が含まれていることによるものであります。



#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

##### (2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	北 原 康 富	当事業年度開催の出席すべき取締役会16回（定時9回・臨時7回）全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に研究者としての学術的見地及び経験豊富な経営者の観点からの発言を行っております。
取 締 役	渡 邊 裕 子	当事業年度開催の出席すべき取締役会16回（定時9回・臨時7回）全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、極めて豊富な日本企業へのアドバイス経験・見識に基づいた発言を行っております。
常 勤 監 査 役	田 畑 正 吾	当事業年度開催の出席すべき取締役会20回（定時12回・臨時8回）全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に法令及び定款遵守、統制等の点において発言を行っております。
監 査 役	小 川 義 龍	当事業年度開催の出席すべき取締役会20回（定時12回・臨時8回）全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	植 松 則 行	当事業年度開催の出席すべき取締役会16回（定時9回・臨時7回）全てに出席し、また、出席すべき監査役会9回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	20百万円
合計	48百万円

#### (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、(1)及び(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社のうち才望子信息技术(上海)有限公司及びCybozu Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにて定義された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における調査業務、及びクラウドサービスのセキュリティに関するSOC2保証報告書の事前診断業務に対して対価を支払っております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### 1. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

当社グループにおける内部統制の基本方針は以下のとおりとする。

以下、「経営者」とは、当社グループ各社の経営にあたる取締役及びそれに準じるものを指す。

#### 【企業理念】

##### Purpose (存在意義)

チームワークあふれる社会を創る

##### Culture (文化)

- 理想への共感
- 公明正大
- 多様な個性を重視
- 自立と議論

#### 【信頼を獲得するための行動指針 (Action 5 + 1)】

- (1) 理想への共感
- (2) 公明正大
- (3) 知識を増やす
- (4) 心を動かす
- (5) あくなき探求
- (6) 不屈の心体

## (1) コンプライアンスの遵守を確保するための体制

(当社グループにおける職務の執行における法令及び定款との適合性確保のための体制)

- ① 当社グループは、企業理念を実現するため、行動指針を定める。
- ② 経営者は、法令、定款及び行動指針を遵守する。
- ③ 経営者は、当社グループの従業員に対する法令、定款、企業理念及び行動指針に関する教育・啓蒙活動の実施、及び当社グループ内の闊達なコミュニケーションの促進等により、社内環境の整備、意識の浸透及び文化の醸成に努める。
- ④ 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

## (2) 業務の効率性を確保する体制

(当社グループにおける職務の執行の効率性確保のための体制)

- ① 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
- ② 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
- ③ 経営者は、取締役会等を通じ、当社取締役に対し、積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ④ 当社グループでは、取締役及び監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

## (3) 情報セキュリティの基本方針

(当社グループにおける情報の保存及び管理に関する体制)

- ① 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
- ② 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。

- ③ 経営者は、関連する諸規程及び管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。
- ④ 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
- ⑤ 当社情報システム部門、社内情報セキュリティ部門及び内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

#### (4) リスク管理体制

(当社グループにおける損失の危険管理に関する規程その他の体制)

- ① 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
- ② 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
- ③ 経営者は、リスク管理に係る規程及び体制並びにその方法について、定期的チェック及び改善を行う。
- ④ 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
- ⑤ 経営者は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ⑥ 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

#### (5) 監査役監査の実効性確保

(当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制及び監査役の監査の実効性確保のための体制)

- ① 経営者は、取締役会等において当社監査役に対し業務報告を行う。
- ② 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。

- ④ 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。
- ⑤ 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。
- ⑥ 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は、経営者から独立して、監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑦ 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

## (6) 当社グループにおける業務の適正確保体制

(当社グループにおける業務の適正性確保のための体制)

- ① 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- ② グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」及び「監査役」を必ず設置する。
- ③ 当社は、子会社役職員と協力して、定期的の子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社グループでは、当社とグループ子会社、及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
- ⑤ 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑥ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

## (7) 財務報告の基本方針

(当社グループにおける財務報告の基本方針)

- ① 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。
- ② 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。
- ③ 経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

## 2. 上記1.の体制の運用状況

当社は、1.に掲げた体制の整備を行い、「内部統制規程」や「内部統制規則」等、コンプライアンスに係る社内規程を作成し社内で公開をし、随時評価・見直しを実施しております。

取締役会、経営会議及びその他の重要な会議においては、継続的に子会社も含めた当社グループの経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けるほか、内部監査部門から社外監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握した経営監視が行われております。さらに、取締役と各本部の本部長が原則週1回会議を開催し、部門の垣根を越えて積極的に課題の共有及び業務の報告を行い、その議事録はインサイダー情報やプライバシー情報等を除き社外監査役を含む全役職員に共有されております。

当社では、全ての新入社員に対して、インサイダー規制や情報セキュリティルールに関する教育を実施しております。

さらに、当社グループのセキュリティ施策を強力に推進するセキュリティ室を中心に、社内情報セキュリティを専門的に取り扱う全社横断の会議体（Cybozu Security Meeting）と連携して、当該ルールについて今まで以上に迅速な起案・整備・運用・啓蒙を実施しております。また、海外拠点への情報セキュリティに関する教育を実施し、当社グループ全体の情報セキュリティの強化に努めております。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>9,257</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,143</b>
現金及び預金	5,124	支払手形及び買掛金	2
売掛金	2,821	短期借入金	2,200
未収入金	738	1年内返済予定の長期借入金	2,480
仕掛品	0	未払金	1,335
原材料及び貯蔵品	31	未払費用	1,030
その他	546	未払法人税等	251
貸倒引当金	△4	契約負債	3,613
		ポイント引当金	58
		その他	171
		<b>固定負債</b>	<b>133</b>
		資産除去債務	130
		その他	3
<b>固定資産</b>	<b>6,650</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,277</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,596</b>	(純 資 産 の 部)	
建物	695	<b>株主資本</b>	<b>3,718</b>
工具、器具及び備品	2,900	資本金	613
建設仮勘定	0	資本剰余金	976
<b>無形固定資産</b>	<b>156</b>	利益剰余金	3,928
ソフトウェア	122	自己株式	△1,800
ソフトウェア仮勘定	15	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>911</b>
その他	19	その他有価証券評価差額金	683
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,897</b>	為替換算調整勘定	228
投資有価証券	1,291		
敷金及び保証金	877		
繰延税金資産	700		
その他	29		
貸倒引当金	△0	<b>純資産合計</b>	<b>4,630</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,907</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,907</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,067
売上原価		1,951
売上総利益		20,116
販売費及び一般管理費		19,505
営業利益		611
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	5	
協賛金収入	80	
為替差益	293	
その他	68	449
営業外費用		
支払利息	23	
業務受託費	18	
売上債権売却損	28	
投資事業組合運用損	3	
その他	0	73
経常利益		987
特別利益		
固定資産売却益	0	
固定資産受贈益	0	0
特別損失		
減損損失	46	
固定資産除売却損	2	49
税金等調整前当期純利益		938
法人税、住民税及び事業税	678	
法人税等調整額	193	871
当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		66

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	613	976	5,175	△1,800	4,966
会計方針の変更による 累積的影響額			△763		△763
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	613	976	4,412	△1,800	4,202
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△550		△550
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			66		66
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△484	△0	△484
当 期 末 残 高	613	976	3,928	△1,800	3,718

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計	
	そ の 価 差	他 の 証 券 額	有 評 金	為 替 換 勘 定		
当 期 首 残 高		1,209		195	1,405	6,371
会計方針の変更による 累積的影響額						△763
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高		1,209		195	1,405	5,608
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△550
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						66
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)		△526		32	△493	△493
当 期 変 動 額 合 計		△526		32	△493	△977
当 期 末 残 高		683		228	911	4,630

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

サイボウズ・ラボ株式会社

才望子信息技术（上海）有限公司

Cybozu Vietnam Co., Ltd.

Kintone Corporation

KINTONE AUSTRALIA PTY LTD

KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.

当連結会計年度より、持分法非適用非連結子会社であったKINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD. は営業開始により重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 0社

##### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ジェイヤド

タイムコンシェル株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名 KINTONE AUSTRALIA PTY LTD 決算日6月30日

連結計算書類の作成にあたって決算日の差異が3か月を超えることから、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### その他有価証券

- ・市場価格のない株式等  
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ②棚卸資産

- ・仕掛品
- ・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物…5～18年
- ・工具、器具及び備品…3～15年

###### ②無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア
- ・自社利用ソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

パートナー企業に付与したポイントの使用に備えるため、将来の使用見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業はソフトウェアの開発・販売であり、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ①ソフトウェアのクラウドサービス

当社グループにおけるソフトウェアのクラウドサービスは、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

#### ②ソフトウェアのライセンス販売

当社グループにおけるソフトウェアのライセンス販売は、顧客との契約に基づき、パッケージ製品を販売することが主な履行義務であります。当該取引は、顧客へパッケージ製品を引き渡し、ソフトウェアが使用可能となった時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、パッケージ製品に関連する継続した保守サービス等は、契約期間にわたる保守サービスの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

#### ③ソフトウェアの請負開発契約等

当社グループにおけるソフトウェアの請負開発契約等は、顧客との契約に基づくソフトウェアの開発等が主な履行義務であります。当該取引は、ごく短期間の契約を除き、プロジェクト進捗による履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益を認識しております。

### (5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる従来の収益認識方法からの主な変更点は以下のとおりです。

### (1) 一定期間にわたって継続したサービスを提供する取引に係る収益認識

パッケージ製品に関連して提供するサービスの一部について、従来はサービス提供開始時に収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

### (2) 返品権付きの販売に係る収益認識

従来は、売上総利益相当額等に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益及び売上原価相当額を認識せず、当該商品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識し、返金負債の決済時に顧客から当該商品を回収する権利を返品資産として認識する方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### (3) ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益認識

従来、ソフトウェアの請負開発契約等に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用していましたが、ごく短期間の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

### (4) 会費収入に係る収益認識

パートナーから収受する会費収入は、従来、売上高として認識していましたが、営業外収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表において、売掛金は241百万円減少し、契約負債は904百万円増加し、流動負債のその他は104百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高は58百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ58百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は763百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」(前連結会計年度154百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」(当連結会計年度472百万円)については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

##### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「売上債権売却損」(前連結会計年度0百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 1,011百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

##### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、現時点では軽微であると考えております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,962百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 52,757,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	550	12.00	2021年12月31日	2022年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年3月25日 定時株主総会	普通株式	596	利益剰余金	13.00	2022年12月31日	2023年3月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度末において、新株予約権の目的となる株式はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

また、資金調達が必要な場合には、新株発行や銀行借入、社債発行等を検討してまいります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は1年以内であります。長期借入金は、主に設備投資を目的としたものであります。資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業関連部門において取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や市況、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建債務等の一部については、為替変動リスクに対して、先物為替予約取引を利用してリスクを低減しております。

##### ③資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰表を作成することによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「その他有価証券」に市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)1. 参照）。「敷金及び保証金」の連結貸借対照表計上額と、連結貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額との差額は、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

また、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	997	997	－
(2) 敷金及び保証金	647	620	△26
資産計	1,644	1,618	△26

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	
投資事業有限責任組合出資金	195
非上場株式	98

「非上場株式」には、関係会社株式が含まれております。

(注) 2. 一定の期間に区分した金額

金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,124	－	－	－
売掛金	2,821	－	－	－
合計	7,946	－	－	－

敷金及び保証金647百万円については、償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,200	－	－	－	－	－
長期借入金	2,480	－	－	－	－	－

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	997	—	—	997
資産計	997	—	—	997

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	620	—	620
資産計	—	620	—	620

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

なお、当社グループ(当社及び連結子会社)の報告セグメントは「ソフトウェアの開発、販売」のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

	当連結会計年度 (百万円)
一時点で移転される財又はサービス	738
一定期間にわたり移転される財又はサービス	21,329
顧客との契約から生じる収益	22,067
外部顧客への売上高	22,067

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,590
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,821
契約負債 (期首残高)	3,473
契約負債 (期末残高)	3,613

契約負債は、主に一定期間にわたり提供するサービス等の契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,791百万円であります。また、当連結会計年度における契約負債の重要な増減はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は5,727百万円であり、当連結会計年度末から1年以内に約89%が履行され、約11%は1年を超えて履行される見込みであります。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 100円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円45銭   |

(注) (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は15円75銭減少し、1株当たり当期純利益は88銭増加しております。

**(重要な後発事象に関する注記)**

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、株式会社リコーとの長期的かつ深いパートナーシップを構築するために、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しており、2023年1月5日に払込が完了しております。

(1) 処分期日	2023年1月5日(木)
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 1,740,100株
(3) 処分価額	1株につき2,586円
(4) 処分価額の総額	4,499,898,600円
(5) 処分方法	第三者割当による自己株式処分
(6) 処分先	株式会社リコー
(7) 資金使途	① サーバー機材の購入費用 ② 米国における組織維持、拡大のための投資

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,087</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,423</b>
現金及び預金	3,933	買掛金	0
売掛金	2,825	短期借入金	2,200
未収入金	817	1年内返済予定の長期借入金	2,480
仕掛品	2	未払金	2,019
貯蔵品	31	未払費用	876
その他	480	未払法人税等	247
貸倒引当金	△3	未払消費税等	77
		契約負債	3,352
		預り金	73
		ポイント引当金	58
		その他	37
<b>固定資産</b>	<b>6,823</b>	<b>固定負債</b>	<b>130</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,544</b>	資産除去債務	130
建物	681	<b>負債合計</b>	<b>11,553</b>
工具、器具及び備品	2,862	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	0	<b>株主資本</b>	<b>2,673</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>161</b>	<b>資本金</b>	<b>613</b>
特許権	2	<b>資本剰余金</b>	<b>976</b>
商標権	14	資本準備金	976
意匠権	2	<b>利益剰余金</b>	<b>2,883</b>
ソフトウェア	126	その他利益剰余金	2,883
ソフトウェア仮勘定	15	繰越利益剰余金	2,883
電話加入権	0	<b>自己株式</b>	<b>△1,800</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,117</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>683</b>
投資有価証券	1,242	その他有価証券評価差額金	683
関係会社株式	305		
長期貸付金	700		
敷金及び保証金	842		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	23		
繰延税金資産	700		
その他	3		
貸倒引当金	△700		
<b>資産合計</b>	<b>14,911</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,357</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,911</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,388
売上原価		1,922
売上総利益		19,465
販売費及び一般管理費		16,659
営業利益		2,806
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	5	
受取手数料	129	
協賛金収入	80	
為替差益	287	
その他	55	563
営業外費用		
支払利息	23	
貸倒引当金繰入額	93	
業務受託費	137	
売上債権売却損	28	
投資事業組合運用損	3	286
経常利益		3,083
特別利益		
固定資産売却益	0	
固定資産受贈益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	2,111	
固定資産除売却損	2	2,114
税引前当期純利益		969
法人税、住民税及び事業税	662	
法人税等調整額	193	856
当期純利益		113

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	613	976	4,084	△1,800	3,874	1,209	5,084
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△763		△763		△763
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	613	976	3,320	△1,800	3,111	1,209	4,321
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△550		△550		△550
当 期 純 利 益			113		113		113
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-	△526	△526
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△437	△0	△437	△526	△963
当 期 末 残 高	613	976	2,883	△1,800	2,673	683	3,357

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等  
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ・貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物…5～18年
- ・工具、器具及び備品…3～15年

#### (2) 無形固定資産

##### ① 市場販売目的ソフトウェア

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

##### ② 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

##### ③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

パートナー企業に付与したポイントの使用に備えるため、将来の使用見込額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業はソフトウェアの開発・販売であり、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) ソフトウェアのクラウドサービス

当社におけるソフトウェアのクラウドサービスは、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(2) ソフトウェアのライセンス販売

当社におけるソフトウェアのライセンス販売は、顧客との契約に基づき、パッケージ製品を販売することが主な履行義務であります。当該取引は、顧客へパッケージ製品を引き渡し、ソフトウェアが使用可能となった時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、パッケージ製品に関連する継続した保守サービス等は、契約期間にわたる保守サービスの提供が主な履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(3) ソフトウェアの請負開発契約等

当社におけるソフトウェアの請負開発契約等は、顧客との契約に基づくソフトウェアの開発等が主な履行義務であります。当該取引は、ごく短期間の契約を除き、プロジェクト進捗による履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益を認識しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる従来の収益認識方法からの主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 一定期間にわたって継続したサービスを提供する取引に係る収益認識

パッケージ製品に関連して提供するサービスの一部について、従来はサービス提供開始時に収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

#### (2) 返品権付きの販売に係る収益認識

従来は、売上総利益相当額等に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益及び売上原価相当額を認識せず、当該商品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識し、返金負債の決済時に顧客から当該商品を回収する権利を返品資産として認識する方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### (3) ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益認識

従来、ソフトウェアの請負開発契約等に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用していましたが、ごく短期間の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

#### (4) 会費収入に係る収益認識

パートナーから収受する会費収入は、従来、売上高として認識していましたが、営業外収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表において、売掛金は241百万円減少し、契約負債は904百万円増加し、流動負債のその他は104百万円減少しております。当事業年度の損益計算書において、売上高は58百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ58百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は763百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

**(表示方法の変更に関する注記)**

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」(前事業年度113百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」(当事業年度406百万円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「売上債権売却損」(前事業年度0百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 1,011百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

##### ②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、現時点では軽微であると考えております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,872百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	100百万円
長期金銭債権	700百万円
短期金銭債務	786百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	144百万円
販売費及び一般管理費	1,083百万円
営業取引以外の取引高	128百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,879,498株	41株	－	6,879,539株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加41株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	829百万円
投資有価証券評価損	9百万円
関係会社株式評価損	2,441百万円
未払費用損金不算入	131百万円
未払事業税損金不算入	24百万円
貸倒引当金繰入超過額	215百万円
資産除去債務	76百万円
その他	28百万円
繰延税金資産 小計	3,756百万円
評価性引当額 (注) 1	△2,744百万円
繰延税金資産 合計	1,011百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△290百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△21百万円
繰延税金負債 合計	△311百万円
繰延税金資産 純額	700百万円

(注) 1. 評価性引当額が682百万円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を646百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%
住民税均等割	1.50%
評価性引当額の増減額	70.37%
税額控除	△14.39%
その他	△0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.32%



**(関連当事者との取引に関する注記)****子会社及び関連会社等**

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	才望子信息技术 (上海)有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	開発業務委託 (注1)	291	未払金	547
子会社	Kintone Corporation	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 (注2.3.4)	-	長期貸付金	700
				利息の受取 (注2)	4	流動資産 「その他」	4
				増資の引受 (注5)	2,000	-	-
子会社	KINTONE AUSTRALIA PTY LTD	所有 直接100%	役員のパ遣	増資の引受 (注5)	188	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 開発業務委託の価格その他取引条件は、市場価格等を勘案してその都度検証の上、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. Kintone Corporationへの長期貸付金に対し、700百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において93百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
5. Kintone Corporation、KINTONE AUSTRALIA PTY LTDの増資を引き受けたものであります。

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 73円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円47銭  |

(注) (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は15円75銭減少し、1株当たり当期純利益は88銭増加しております。

**(重要な後発事象に関する注記)**

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、株式会社リコーとの長期的かつ深いパートナーシップを構築するために、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しており、2023年1月5日に払込が完了しております。

(1) 処分期日	2023年1月5日(木)
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 1,740,100株
(3) 処分価額	1株につき2,586円
(4) 処分価額の総額	4,499,898,600円
(5) 処分方法	第三者割当による自己株式処分
(6) 処分先	株式会社リコー
(7) 資金使途	① サーバー機材の購入費用 ② 米国における組織維持、拡大のための投資

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

サイボウズ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

サイボウズ株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

サイボウズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

田 畑 正 吾 ㊟

監 査 役（社外監査役）

小 川 義 龍 ㊟

監 査 役（社外監査役）

植 松 則 行 ㊟

以 上

